

佐賀県食肉センター管理厚生棟浄化槽解体及び新設工事

図面番号	図 面 名 称
M-00	図面リスト
M-01	特記仕様書（機械設備）その 1
M-02	特記仕様書（機械設備）その 2
M-03	全体配置図・付近見取図・工事中の配慮事項
M-04	配置図・掘削要領図・求積図（衛生設備）
M-05	平面図・守衛室詳細図・樹一覧表・凡例・掘削要領図
M-06	浄化槽構造図・仕様書
M-07	浄化槽配筋構造図・仕様書
M-08	浄化槽警報盤・結線図
M-09	中継槽構造図・仕様書
E-01	特記仕様書（電気設備）その 1
E-02	特記仕様書（電気設備）その 2
E-03	1 階平面図（電気設備）
E-04	屋外平面図（電気設備）

	設計実施年月日	佐賀県食肉センター管理厚生棟 浄化槽解体及び新設工事	編 尺 A1版 S=NS A3版 S=NS	課 長	副課長	係 長	担 当		佐賀県農林水産部畜産課	図 書 番 号
	1 図 年 月 日	正 本								M
	2 図 年 月 日	図 原 本								00
	3 図 年 月 日		図面リスト	図 尺						

佐賀県食肉センター管理厚生棟浄化槽解体及び新設工事 特記仕様書

1 工事概要

1 工事場所 多久市

2 建物概要

建物の名称	構 造	階 数	延べ面積 (㎡)	消防法施工 別表第 1	備 考
管理厚生棟	RC造	1 階			

3 工事種目及び工事科目（○印の付いたものが対象工事）

建物別及び屋外 工事種目	工 事 種 目				
	屋内				屋外
・空気調和設備	→式	→式	→式	→式	→式
・換気設備	→式	→式	→式	→式	→式
・排煙設備	→式	→式	→式	→式	→式
・自動制御設備	→式	→式	→式	→式	→式
○衛生器具設備	→式	→式	→式	→式	→式
○給水設備	→式	→式	→式	→式	→式
●排水設備	→式	→式	→式	→式	改修→式
○給湯設備	→式	→式	→式	→式	→式
・消火設備	→式	→式	→式	→式	→式
・新築警備設備	→式	→式	→式	→式	→式
○ガス設備	→式	→式	→式	→式	→式
●浄化槽設備	改修→式	→式	→式	→式	→式
●撤去工事	改修→式	→式	→式	→式	→式

4 指定区分 ・ 施 ・ 有（工期：令和 年 月 日）

（対象部分： ）

5 設備概要

本工における、工事項目ごとの概要を示すもので、仕様を規定するものではない○印のものが該当する

方式及び種別	設 備 概 要	
空調方式	・空気調和 ・風→ダクト方式	・空気空調方式
主要熱源機器	・小型型収収冷凍機ユニット ・直置き収収冷凍機 ・空冷ヒートポンプユニット	
自動制御方式	・電気式 ・電子式	・デジタル式
給水方式	・高圧タンク方式 ・水道直結方式	・ポンプ直送方式
排水方式	建物内の汚水と雑排水（ ・ 汚水 ・ 洗面水 ・ 合流式（ 長絡）	
	ポンプ排水 ・ 有（ ・ 分流水 ・ 雑排水 ・ 湧水） ・ 懸	
	建物外 排水先	
排水設備の種別	（1）汚水 ・ 直放流下水管	○浄化槽
	（2）雑排水 ・ 直放流下水管	○浄化槽
雨水設備の種別	・屋内雨水管設備	・スプレッパ設備 ・ 泡消火設備
	・屋根雨水設備 ・ 連絡排水管設備	・不圧性雨水排水設備（ ・ ）
ガスの種類	・都市ガス（種別	発熱型 MJ/㎡ 供給事業者
	・液化石油ガス	

Ⅱ 工事仕様

1 共通仕様

1) 図面及び特記仕様に記載されていない事項は、国土交通省大臣官庁官庁庁舎部製版の「公共建築工事管理仕様書（機械設備工事編）」（令和4年度）（以下、「標準仕様書」という。）、「公共建築改修工事管理仕様書（機械設備工事編）」（令和4年度）（以下、「改修標準仕様書」という。）、及び「公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）」（令和4年度）（以下、「標準図」という。）による。

2) 電気設備工事及び建築工事を本工事に含ま場合、電気設備工事及び建築工事は、それぞれの工事仕様を適用する。

なお、電気設備工事の工事仕様は（E/01）図、建築工事の工事仕様は（ ）図による。

2 特記仕様

章は○印の付いたもの、項目は番号に○印のものを適用し特記事項のうち選択する事項は、・に○印のものを適用する

章	項目	特 記 事 項
● 材料・機材の品質等	（1）	本工事に使用する材料・機材等は、設計図書に定める品質及び性能の他、通常すべき品質及び性能を有するものとする。
	（2）	図面に機材等名が記載された製造業者等は次の①から⑥すべての事項を満たすものとし、この証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されることを示す書面を提出して監督職員の承認を受ける。ただし、製造業者等名が記載されているものは、証明となる資料等の提出を省略することができる。
● 施工管理体制	①	品質及び性能に関する試験データを整理していること。
	②	生産履歴及び品質の管理を適切に行っていること。
	③	法定外の供給可能であること。
	④	法令等で定めが許可、認可、認定又は免許を取得していること。
	⑤	製造又は施工の実績があること、その信頼性があること。
	⑥	販売、保守等の営業体制を整えていること。

●環境への配慮	(1) 建築物内部に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次の①から④を満たすものとする。 ①木質、木質フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他木質建材、ポリウレタン樹脂、経織、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上剤は、アセトアルデヒド及びホルムアルデヒドを含有しない又は発散が極めて少ない材料で、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する。 ②接着剤及び塗料は、トルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。 ③接着剤は、可塑性（フタル酸ジエーテル及びフタル酸ジエーテルエポキシ等を含有しない難燃性を除く）が添加されていない材料を使用する。 ④①の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他什器類はホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びホルムアルデヒドを含有しない又は発散が極めて少ない材料を使用したものとする。																																														
	(2) 設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分において、「規制対象品」とは次の①又は②に該当する材料を指す。同区分「第三種」とは③又は④に該当する材料を指す。 ①建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第一種、第二種及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の材料 ②建築基準法施行令第20条の7第4項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料 ③建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築材料 ④建築基準法施行令第20条の7第3項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料																																														
●電気保安技術者	工事現場における電気保安技術者は、電気事業法に基づき電気主任技術者の職務を補佐し、電気工作物の保安の業務を行うものとする。 ●要																																														
●技能士の適用	○配管施工（配管工事） ●熱線線施工（保守工事） ●冷凍空調機と機器施工（冷凍空調器の取付け及び整備） ●建築電気施工（ダクトの製作及び取付） ●断熱設備施工（断熱工事）																																														
●警備職員事務所	○設けない ●設ける ●防犯の確保が目的で設置する・構内に設置する（・10・20）㎡程度 ●契約の警備員が配置した場合は無条件で設置する。 ●内部で設置する（種 種）建築関係参照 ●外部で設置する（種 種） ●電気設備工事・建築工事で設置する。																																														
○足場その他	●足場の確保が目的で設置する・構内に設置する（・10・20）㎡程度 ●契約の警備員が配置した場合は無条件で設置する。 ●内部で設置する（種 種）建築関係参照 ●外部で設置する（種 種） ●電気設備工事・建築工事で設置する。																																														
●工事用仮設物	構内につくることが（○）できる（できない）																																														
●工事用電力水その他	本工事に必要な工事用電力、水、及び官公署その他への諸手続などの費用は、すべて請負業者の負担とする。																																														
●埋戻し土・盛土	○掘削り土の中のみ良質土（ただし、コンクリート管以外の管の周囲は山砂の砂） ○山砂の類																																														
●機材の承認	機械設備工事機材承認種目表（令和4年度）によるほか、警備職員の指示による。																																														
●総合試験機関	●本工事・別途 ●警備員（決定箇所所有は警備職員の指示による。） ●取壊調整 ●水質調査 ●室内空気質の調査 ●騒音の調査 ●飲料水の水質測定 ●給排水の水質測定 ●室内空気及びじんあいの測定																																														
○電動機	換気用、圧力用及び循環性圧容に配管など、特記のないものは電動機の保証規格は製造者規格による標準品としてよい。																																														
●容量等の表示	(1) 機器類の能力、消費量等は表示された数値以上とする。 (2) 電動機出力、燃料消費量、圧力損失等は、原則として表示された数値以下とする。																																														
○耐震措置	耐震措置の計算及び施工方法は次によるほか、「建築設備設計設計・施工指針2014年版（独立行政法人建築研究所監修）」による。 (1) 機器の取付け及び取付け 設計用水平地震力、機器の重量（自由表面を有する水槽その他の貯槽にあっては有効質量）に地震係数及び次に示す設計用標準水平地震を乗じたものとする。 設計用水平地震度																																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">設置場所</th><th rowspan="3"></th><th colspan="4">耐震安全性の分類</th></tr> <tr> <th colspan="2">●特定の施設</th><th colspan="2">●一般の施設</th></tr> <tr> <th>重要機器</th><th>一般機器</th><th>重要機器</th><th>一般機器</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">上層階、屋上及び塔屋</td><td>機器</td><td>2.0</td><td>1.5</td><td>1.5</td><td>1.0</td></tr> <tr> <td>防振支持の機器</td><td>2.0</td><td>2.0</td><td>2.0</td><td>1.5</td></tr> <tr> <td>水槽類（※）</td><td>2.0</td><td>1.5</td><td>1.5</td><td>1.0</td></tr> <tr> <td>機器</td><td>1.5</td><td>1.0</td><td>1.0</td><td>0.8</td></tr> <tr> <td rowspan="2">中間階</td><td>防振支持の機器</td><td>1.5</td><td>1.5</td><td>1.5</td><td>1.0</td></tr> <tr> <td>水槽類（※）</td><td>1.5</td><td>1.0</td><td>1.0</td><td>0.8</td></tr> </tbody> </table>		設置場所		耐震安全性の分類				●特定の施設		●一般の施設		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器	上層階、屋上及び塔屋	機器	2.0	1.5	1.5	1.0	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5	水槽類（※）	2.0	1.5	1.5	1.0	機器	1.5	1.0	1.0	0.8	中間階	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0	水槽類（※）	1.5	1.0	1.0	0.8
設置場所				耐震安全性の分類																																											
				●特定の施設		●一般の施設																																									
		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器																																										
上層階、屋上及び塔屋	機器	2.0	1.5	1.5	1.0																																										
	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5																																										
	水槽類（※）	2.0	1.5	1.5	1.0																																										
	機器	1.5	1.0	1.0	0.8																																										
中間階	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0																																										
	水槽類（※）	1.5	1.0	1.0	0.8																																										

	機器	1.0	0.6	0.6	0.4
1階及び地下1階	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6
	水槽類（※）	1.5	1.0	1.0	0.6

【備考】（※1）：水槽類には、オイルタンク等を含む。

上層階の定義は次に示す。

2～6階建の場合は最上階、7～9階建の場合は上層2階、10～12階建の場合は上層3階、13階建以上の場合は上層4階、中間階とは地下階、1階を除く地上階と上層階に該当しないものを（平屋建の場合は無し）

震害機器は次のものを示す。

- ・給水機器 ・排水機器 ・換気機器 ・空調機器 ・熱源機器
- ・防災設備 ・監視制御装置 ・危険物貯蔵装置
- ・火を使用する設備 ・避難経路上に設置する機器

(2) 設計用加速度力

設計用水平加速度力(1/2)とし、水平地震力と同時に働くものとする。

(3) 重量1kN以上の軽重量機器の耐震支持については、「建築設備耐震設計 施工指針2014年版」（独立行政法人建築研究所発刊）に準拠あるいは同等な設計用加速度力に耐える方法で設計・施工すること。

○ 地中埋設設備等

(1) 地中埋設設備 ・要（図示の箇所） ・不要

(2) 埋設部表示アップ ・要（排水管を除く） ・不要

○ 保温

・共同連内保温は、標準仕様書第2編の施工箇所（ ）を適用する。

・多用途所（天井内及び）は下記の場所とする。

・浴室（ユニットバスを除く）・脱衣室・厨房（天井内を除く）・シャワー室

○ 塗装

下記の配管、ダクトは塗装を行う。

- ・屋外露出（ ）
- ・屋内露出（ ）

○ 電線類

電線及びケーブルの規格は標準仕様書第4編 1.5、5、1表4、1.1による。

○ 天井仕上区分

() 書きの室名は天井仕上を、その他は二重天井を示す。

● 施工調査

事前調査 ○ 本工事 ・別途

調査項目 ・アスベスト含有調査

調査範囲 ・図示 ・施工範囲

調査方法 ・図示 ・既存平面図及び目視調査

はつり作業及び手作業を行う場合は、事前に定式化埋設物調査を行い、監督職員に報告する。

● 試験

図形配管を含む部分の試験

○不要 ・要（方法及び圧力）

● 他工事又は他工程との取り合い

図面に特記なき場合は、工事区分表による。

ただし、これにより難い場合は、監督職員と協議する。

○ 配管

(1) ステンレス鋼管の接合は、下記による。

- ・呼び径 605φ 以下（SAS 22を満足し）手組 （ ）
- ・呼び径の非規格継ぎ手 ・要

(2) 接合の種類： 塩素系 %

● 建設発主の処理

- ・構内敷きならし ・構内指定場所への埋置 ○構外搬出・再利用を図る

区分	受け入れ場所	搬出距離
建設発主	構外	25k以下

上記に示す受け入れ場所・搬出距離は参考であり、実施にあたっては監督員と協議のうえ決定する。

● 特定建設資材等の処理

本工事は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年5月31日法律104号）の所定建設工事であり、分別解体、特定建設資材の再資源化等については適切に処理を行う。

ただし、工事契約後にやむを得ない事情により予定した条件により難い場合は監督職員と協議する。分別解体・再資源化等の完了時点で、以下の事項を書面にして監督職員に報告する。

- (1) 再資源化等が完了した年月日
- (2) 再資源化等をした施設の名称及び住所
- (3) 再資源化等に要した費用

分別解体の方法

工程	作業内容	分別解体の方法
・建設設備・内装材等	建設設備・内装材の分別し	・手作業
・その他()	(・有・無)	・手作業・機械作業の併用
・その他()	その他の取扱い	・手作業
・その他()	(・有・無)	・手作業・機械作業の併用

特定建設資材廃棄物の種類と再資源化等をする施設

特定建設資材廃棄物の種類	再資源化等をする施設の名称	所在地
・コンクリート		
・S・F・P・及び鉄筋から成る 建築部材		
・木材		
・F・F・F・P・コンクリート		

再資源利用計画及び実施書は、建設副産物情報交換システム（コプリス）にて作成し提出すること。

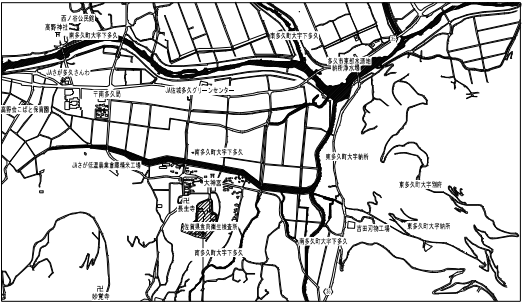
設計温度	外 気								建 内							
	一般系統				一般系統				一般系統				一般系統			
	温度 (DB)	湿度 (RH)	温度 (DB)	湿度 (RH)	温度 (DB)	湿度 (RH)	温度 (DB)	湿度 (RH)	温度 (DB)	湿度 (RH)	温度 (DB)	湿度 (RH)	温度 (DB)	湿度 (RH)		
夏期	℃	%	℃	%	℃	%	℃	%	℃	%	℃	%	℃	%		
冬期	℃	%	℃	%	℃	%	℃	%	℃	%	℃	%	℃	%		
鋼板製暖道	(1) 1 又は 1.5mm 鋼板、伸縮継ぎ及び接合口の位置は図示による。															
ダクト	・ 鋼板ダクト (3,2mm、 4,5mm) ・ 塩圧ダクト (・ コーギーポート工法 (長さの長さが 1,500mm 以下の部分) ・ アングルフランジ工法) とする。 ・ 高さ 1ダクトの適用範囲は図示による。 図面に特記なき場合は低圧とする。 取り付け箇所は図示による。 (1) 内側壁に施すチャンバーの表示寸法は図表を示す。 (2) 空気調和設備に取り付けられるスラッシュチャンバー、レタナチャンバー及びダクト 内で消費内張りしたチャンバーには、点検口を設ける。なお、大気は図表に による。 (3) 外壁に面するガリに直接取り付けられるチャンバー及びホッパーは雨水の滞留 のないように図示による。															
スパイラルダクト 風量測定口 チャンバー	(1) 防露ダクト・ 復調方式 (・ 通風) ・ 定格入力値は 0.024W 以下とする。 (2) ビストンダクト・ 復調方式 (・ 通風) ・ (1) 冷水ダクト・ 凡例による (2) 冷却水ダクト・ 凡例による (3) 油管・ 凡例による (4) 排気管、空気抜き管及び断熱タンクよりボイラー等への補給水管 ・ 凡例による (5) 空調用排水管・ 凡例による (6) 冷排水管 (図面に特記なき場合は呼び圧力は JIS 又は JIS K 5 とする) ・ 排水口に配管に取り付ける弁等は、ステンレス鋼とする。 制振装置には、標準仕様書によるほか (・ 通風管製) ・ 電磁弁制御) の仕様を設ける。 なる、フットスイッチ等には制振装置の配管配線は製造者の標準仕様とする。 ・ 通りダクト (保温の厚さ 25mm、断面は図示による) ・ 外気取り入れ用ダクト (保温の厚さ 25mm、断面は図示による) ・ 断熱管及び断熱タンクよりボイラー等への補給水管の保温は、標準仕様書第 2 編 3.1.4 の排水管の項による。 ・ 建物内の空気抜き管の保温は、標準仕様書第 2 編 3.1.4 の温水管の項による。 ・ 空気調和設備及びファンコイルユニットの排水管の保温は標準仕様書第 2 編 3.1.5 の排水管の項による。 ・ 冷暖房の外装の防護は次のによる。 ・ 壁内露出箇所 ・ 凡例による ・ 壁外露出箇所 ・ 凡例による															
配管材料	複数のエフコックを集中管理するためのリモコン、配線及びその方式は、整備員 の 2 名承認を受けたうえで製造業者の標準仕様にて施工する。															
弁類	・ 塩圧ダクト (・ コーギーポート工法 (長さの長さが 1,500mm 以下の部分) ・ アングルフランジ工法) とする。 ・ 高さ 1ダクトの適用範囲は図示による。 ・ 断熱管の表示寸法は 0.41mm (・ 重量規格、ステンレス鋼板) 製、 塩圧はダクトの長さ (・ 450mm 以下は 0.6mm、 451~1200 は 0.8mm) 以上とし、 アングルフランジ工法とする。															
油面制振装置	図面に特記なき場合は低圧とする。 取り付け箇所は図示による。 空気調和設備の当該項目による。 ・ 浴室 (シャワー室、脱衣室を含む) 系統 ・ 厨房系統															
保温及び清浄内装	空気調和設備の当該項目による。 ・ 全熱交換器 (保温の厚さは 50mm、断面は図示による) ・ (断熱) ・ 図表による) の用いられる排気用ダクトの仕様は、 h (・ 吹) 及び、断面は図示による) 複数の全熱交換器等を集中管理するためのリモコン、配線及びその方式は、整備 員の承認を受けたうえで製造業者の標準仕様にて施工する。															
集約リモコン・配線	・ 垂吊族版 ・ 横板 (厚 1.6mm) ・ 図示による。 ・ 電気式 (遠隔操作 ・ 必要 ・ 要)															
ダクト	建築設備定期検査基準書 2016 年版 (・ 附) 日本建築設備・昇降機セン ター) の排気風量の検査方法に準ずる。															
排気口の形式 排気口開放及び 閉鎖方式	・ 有リ (・ 新設 ・ 既設) ・ 無し 図示による。															
排気風量測定	使用する電線及びケーブルは原則として E M 電線又は E M ケーブルとする。 屋外・屋内露出の電線は、図面に特記がなければ金属管配線とする。 天井内隠蔽の配線は、図面に特記がなければケーブル配線とする。															
中央監視制御装置 中央監視制御装置 の構成・機能 電気計装用配線	・ 感知係数フラッシュ方式 (・ A 電源 ・ 自己発電) ・ A 電源 ・ 自己発電 ユニットの配管材料は図示による。															
自動洗浄装置及び その組み込み小機器 自動水栓の電源種別 衛生器具ユニツ																

	設計年度年月日	工事名 佐賀県食肉センター管理厚生機浄化槽解体 及び新設工事	縮尺 S=1	佐賀県農林水産部畜産課	番号 M 01
	1図 年 月 日				
	2図 年 月 日				
	3図 年 月 日				
		図面名 特記仕様書(機械設備) その1	設計年度 月 日		

		設計変更年月日		工事名	佐賀県食肉センター管理厚生棟浄化槽解体 及び新設工事	種別	S-1	佐賀県農林水産部畜産課	番号 M 02
	1回	年 月 日		関係 名	特記仕様書(機械設備)その2	設計年月 日			
	2回	年 月 日							
	3回	年 月 日							

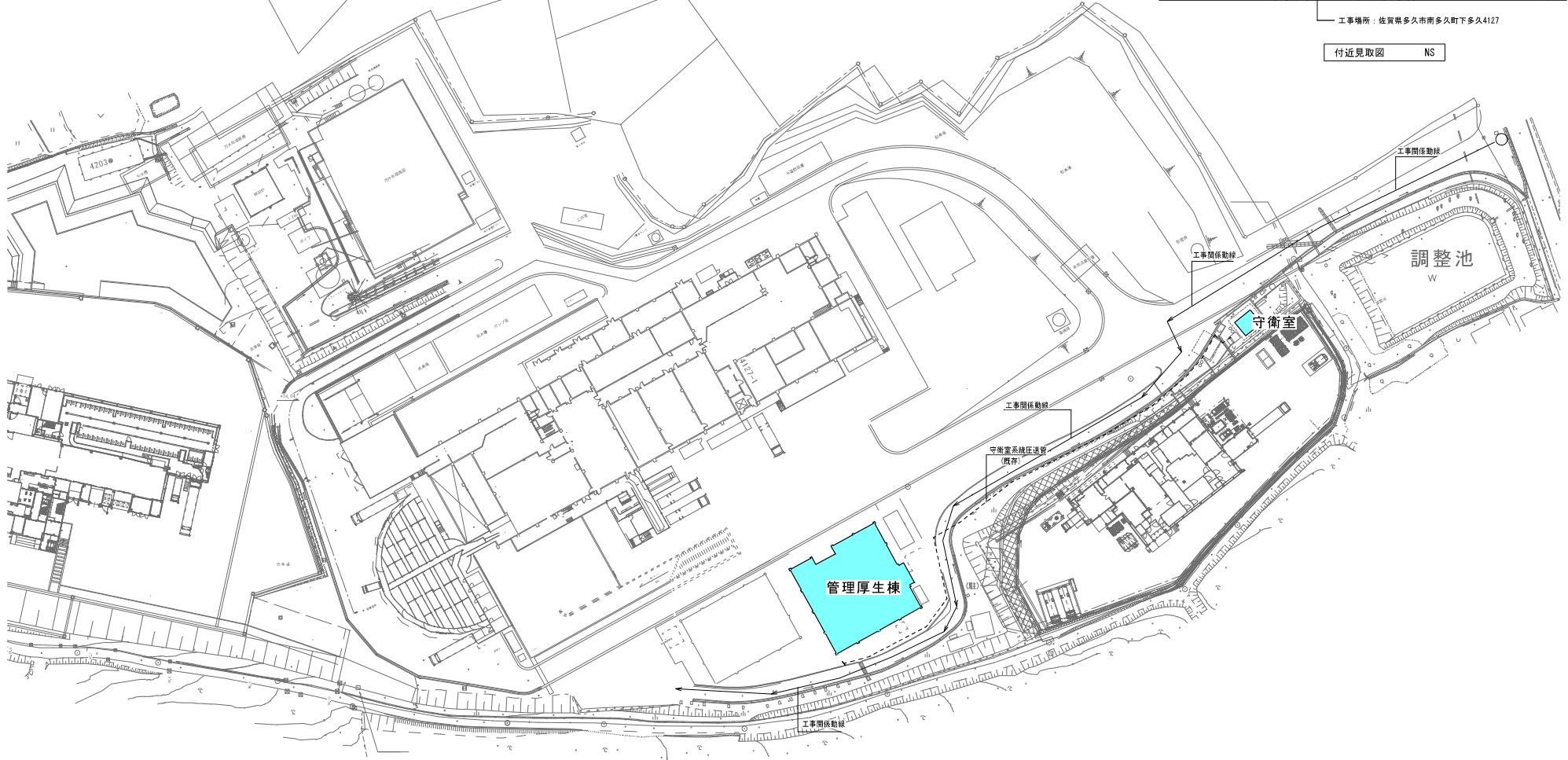
＜工事中の配慮事項＞

- 工事車両の搬入搬出は指定の経路で行うこと。
- 仮設通路周辺は近隣住民も多く通行することから、工事車両の通行に際しては近隣住民を最優先とし、近隣の離合が円滑に行われるよう、交通誘導員を配置すること。
- 近隣への粉塵対策は十分実施すること。
- 工事に注意すべき架空線・埋設管等については「地下埋設物・架空線等上空施設の事故防止マニュアル」に基づき工事着手前に現状を調査し工事期間中は十分配慮すること。
- 工事の施工計画立案については隣の食肉検査所の業務スケジュールを勘案してから計画、監督員の承認を得る事。

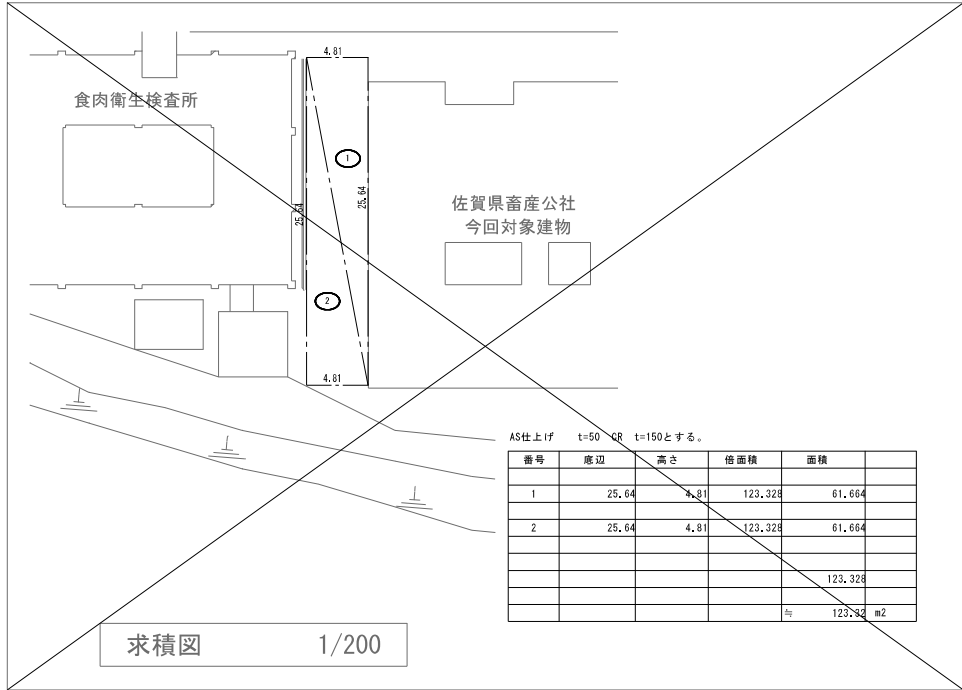


工事場所：佐賀県多久市南多久町多久4127

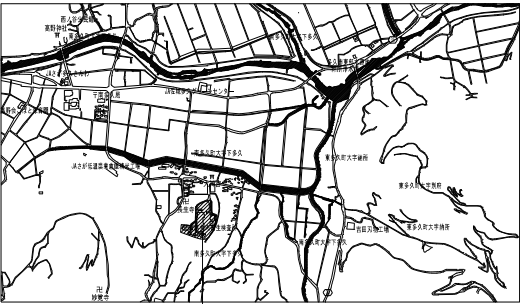
付近見取図 NS



		設計変更年月日		工事名 佐賀県食肉センター管理厚生棟浄化槽解体 及び新設工事	縮尺 S=1/1,000		佐賀県農林水産部畜産課	M
		1回	年 月 日					
		2回	年 月 日					
		3回	年 月 日	図面名 全体配置図・付近見取り図・工事中の配慮事項	設計所 年 月 日			

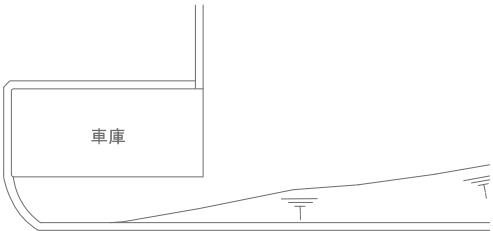


求積図 1/200

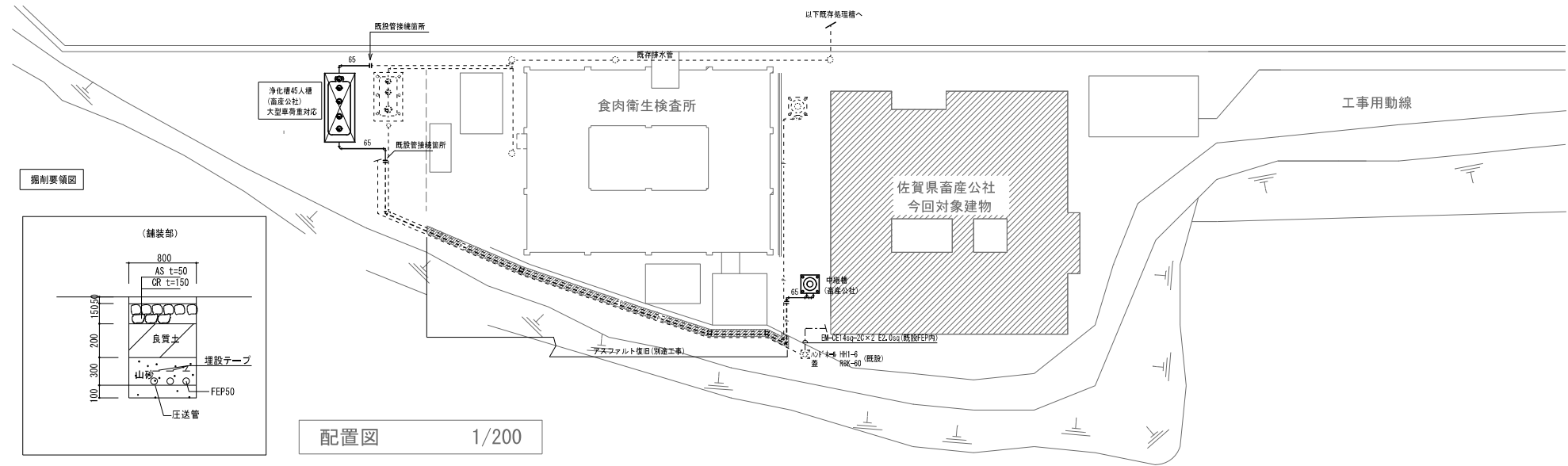


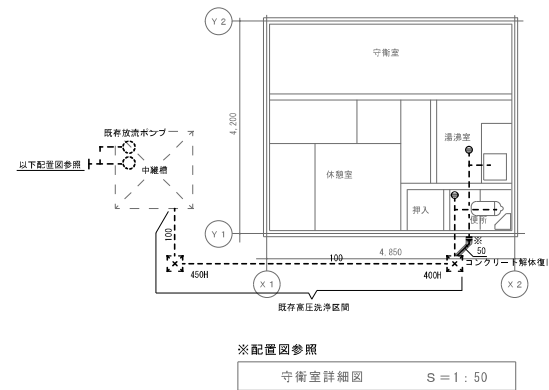
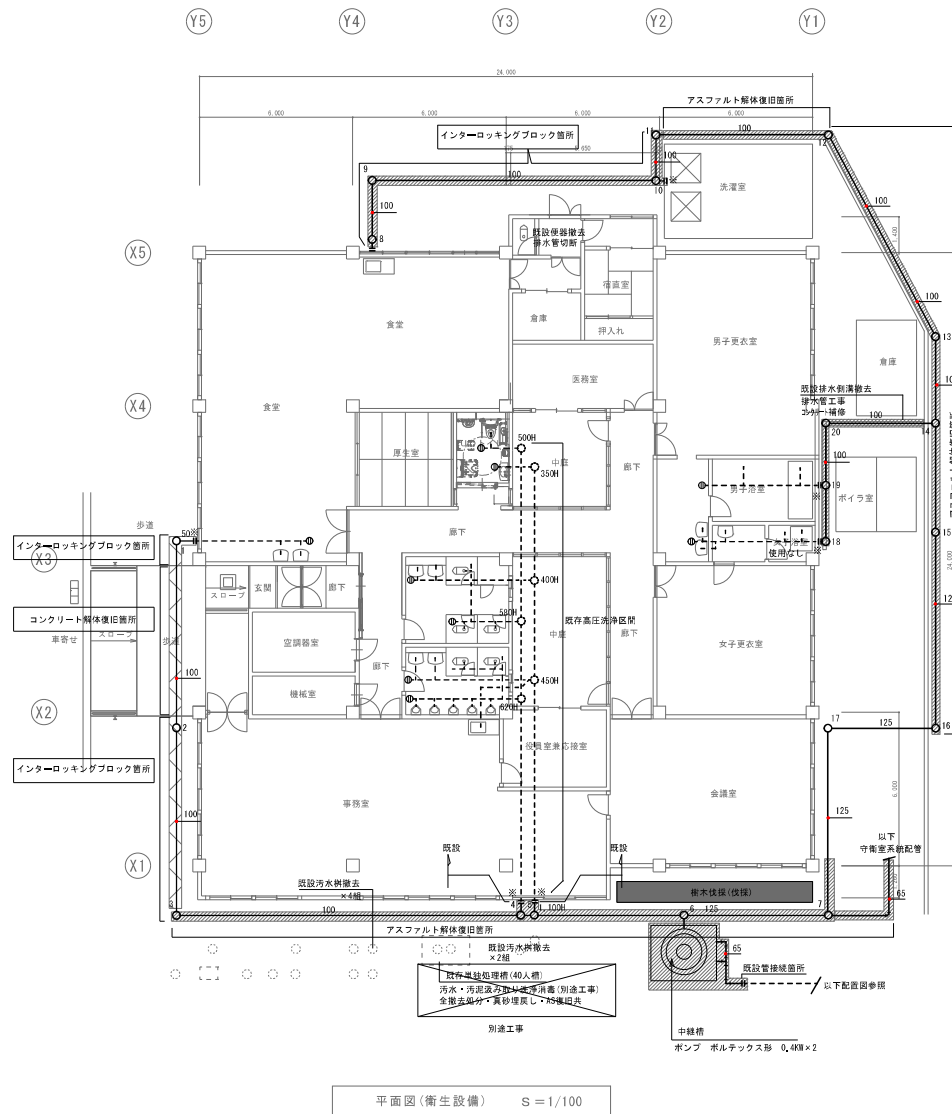
工事場所：佐賀県多久市南多久町下多久4127

付近見取図 NS



車庫





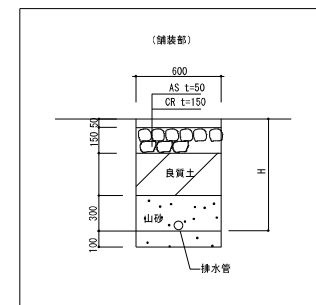
凡 例

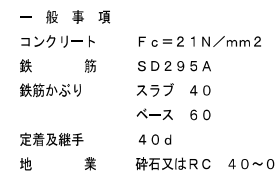
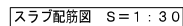
記 号	名 称	仕 様
—	雑排水管	排水用硬質塩化ビニル管 (VP)
—	汚水管	排水用硬質塩化ビニル管 (VP)
—	屋外排水管	排水用硬質塩化ビニル管 (VU)

樹一覧表

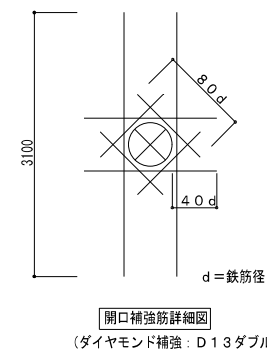
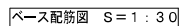
記号	樹種別	参考管底	備考
1	小口径 100A×200Φ	400 H	ビニル管
2	小口径 100A×200Φ	490 H	ビニル管
3	小口径 100A×200Φ	580 H	ビニル管
4	小口径 125A×200Φ	720 H	ビニル管
5	小口径 125A×200Φ	1,100 H	ビニル管
6	小口径 125A×200Φ	1,200 H	ビニル管
7	小口径 125A×200Φ	1,010 H	ビニル管
8	小口径 125A×200Φ	300 H	ビニル管
9	小口径 125A×200Φ	340 H	ビニル管
10	小口径 125A×200Φ	460 H	ビニル管
11	小口径 125A×200Φ	490 H	ビニル管
12	小口径 125A×200Φ	570 H	防蟻蓋
13	小口径 125A×200Φ	670 H	防蟻蓋
14	小口径 125A×200Φ	710 H	防蟻蓋
15	小口径 125A×200Φ	760 H	防蟻蓋
16	小口径 125A×200Φ	850 H	防蟻蓋
17	小口径 125A×200Φ	910 H	防蟻蓋
18	小口径 125A×200Φ	350 H	ビニル管
19	小口径 125A×200Φ	390 H	ビニル管
20	小口径 125A×200Φ	410 H	ビニル管

掘削要領図

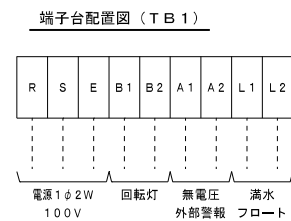
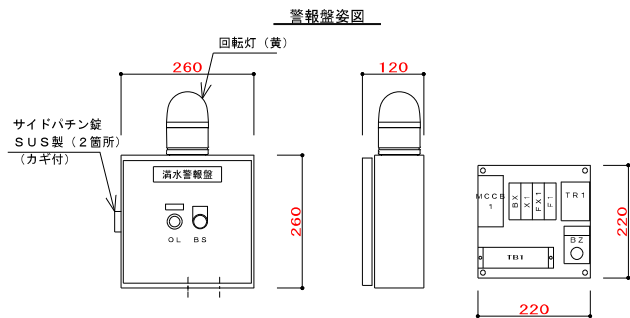
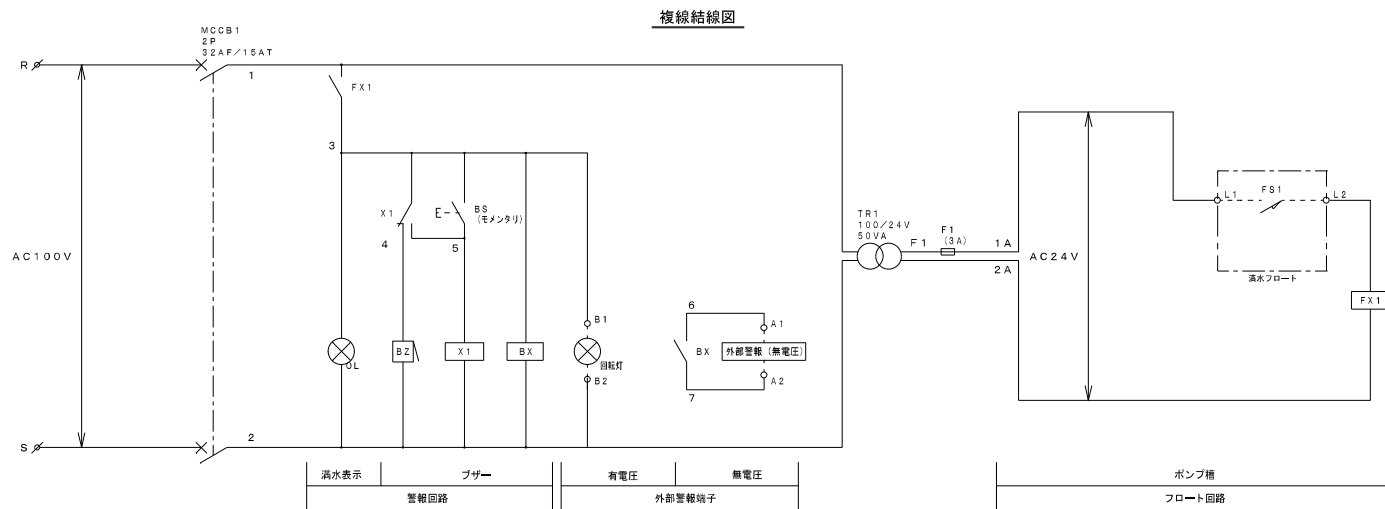


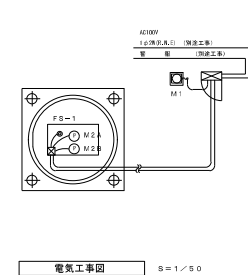
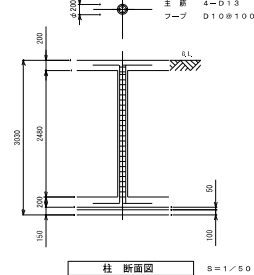
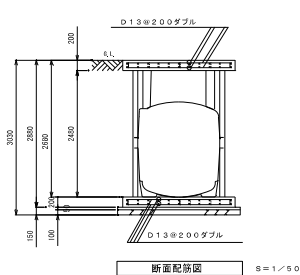
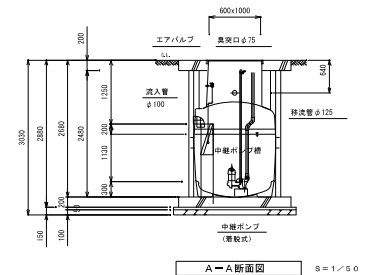
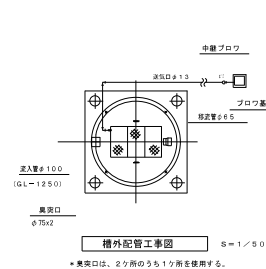
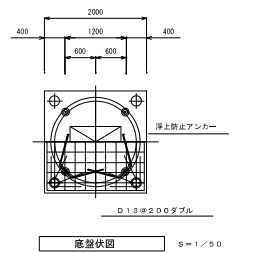
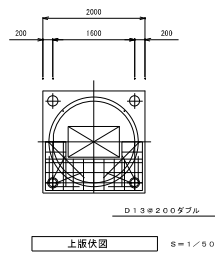
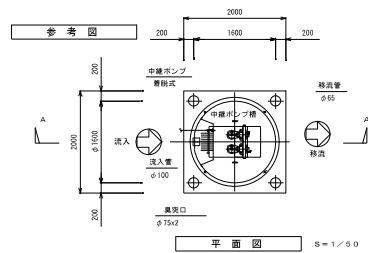


注1) 上部は10t車(T-20)等分布荷重とする。
 注2) 図中の“G、L”は浄化槽位置での仕上げレベルを示す。
 注3) 地耐力は48kN/㎡以上必要とする。
 注4) 現状かさ上げ高さ：100mm、最大かさ上げ高さ：300mmまで
 製品全高は、製品規格で±10mm、±20mmの公差があります。
 流入・放流管は、製品規格で製品全高に対し±10mmの公差があります。



		設計書要年月日	二 等 名 佐賀県食肉センター管理厚生棟浄化槽解体 及び新設工事 名 浄化槽配筋構造図・仕様書	縮 尺 S=1/30		佐賀県農林水産部畜産課	審 査 M 07
		1 回 年 月 日					
		2 回 年 月 日					
		3 回 年 月 日					
				設計年 月 日			

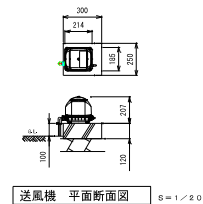
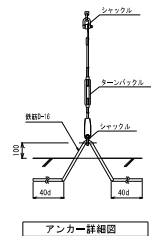
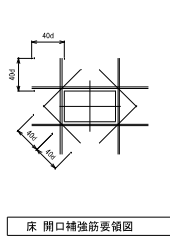




点検口蓋仕様 (1500E)		新 効 容 量	
600×1000	1	中継ポンプ槽	1, 000 m ³

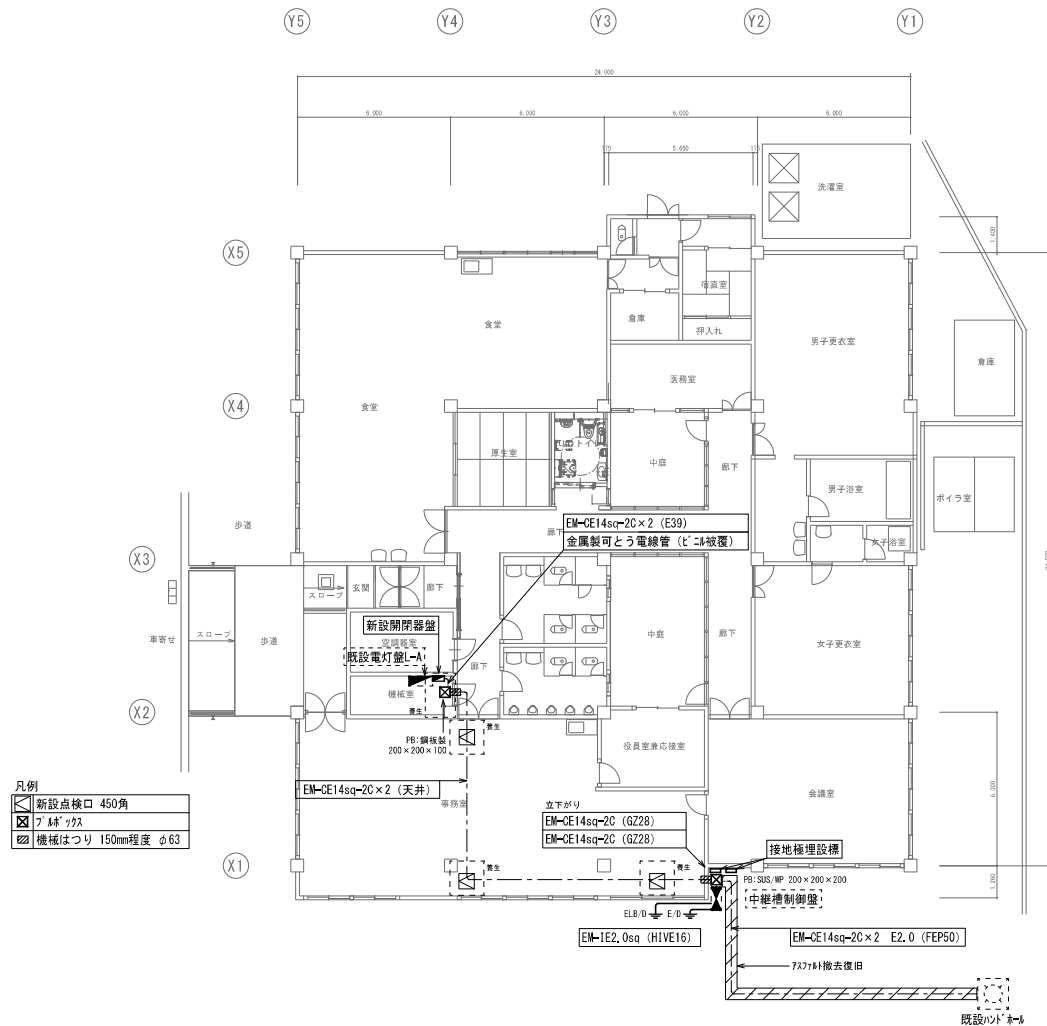
機 器 名	規 格	注
中継プロウ	φ. 08m 2台×φ. 015MP×φ. 13×4.8W×1台	(100V/60Hz)
中継ポンプ	φ. 20m 2台×φ. 9m×4.0A×φ. 4.0kW×2台	

特 記 事 項		
1. 使用材料	コンクリート	F _C ≧21N/mm ² 但し、盛てコン・層間コンクリートはF _C ≧18N/mm ²
2. 配筋事項	縦筋・横筋長さ	全て40φとする
	形式筋	D10≧1000
3. 鉄筋のかぶり厚さ	上面	50
	柱	60
	底面	60
4. 地耐力	必要地耐力	50kN/m ² 以上
その他		1-6仕様

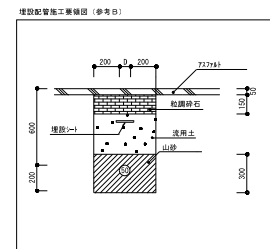
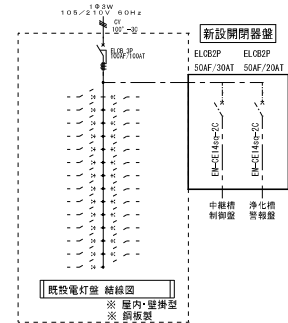


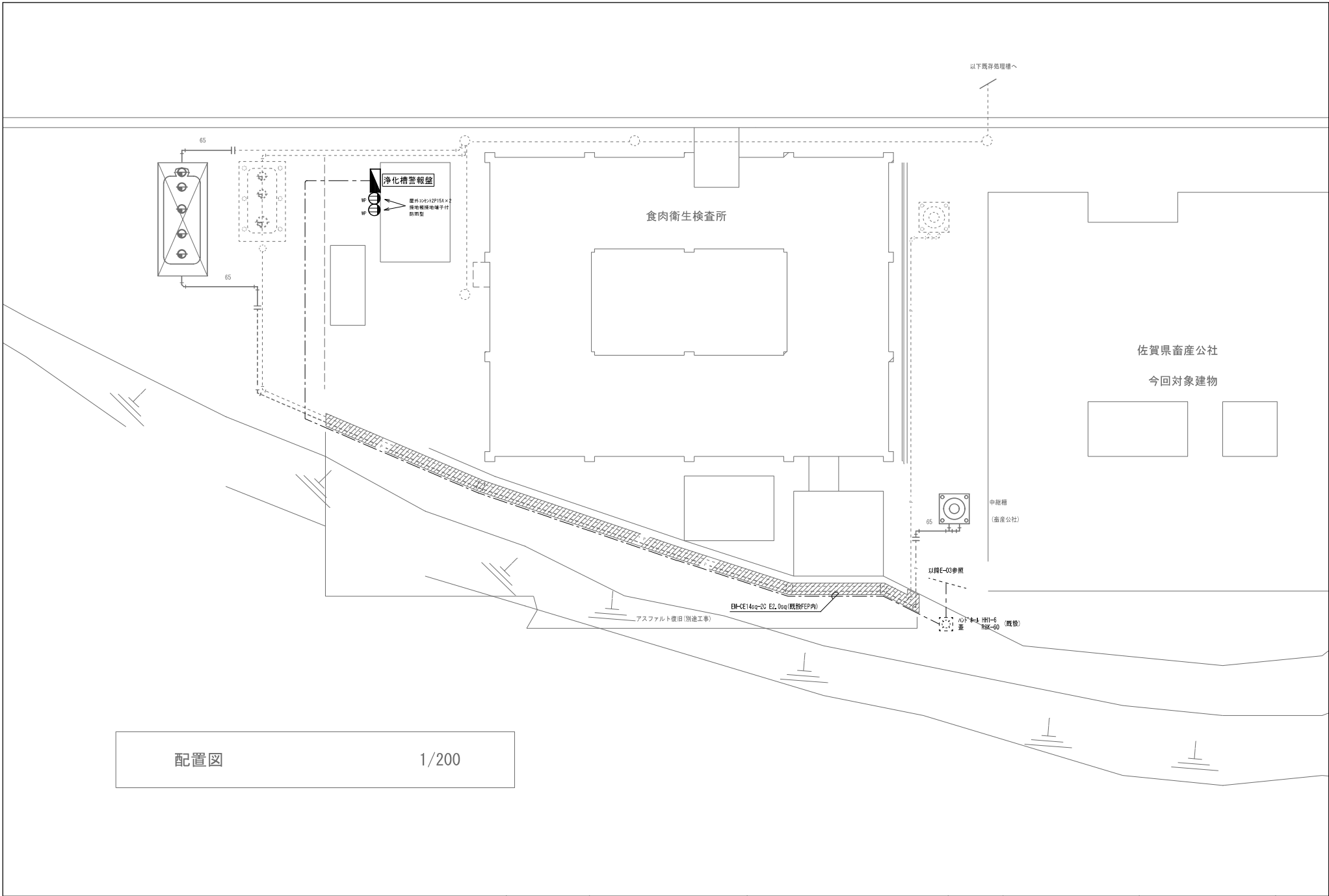
記 号	機 器 名 称	出 力	台 数	電 線	電 線 管 径	プルボックス	区
M1	中継プロウ	4.8W	1	CV2-3	2.2×1		
M2A	1号中継ポンプ	5.40kW	1	CV2-3	2.8×1		
M2B	2号中継ポンプ	5.40kW	1	CV2-3	2.8×1	150×150×100 (PVC)	
F5-1	フロートスイッチ		3	CV1.1E	2.2×1		

・アンカーは土木工事を含む。



平面図(衛生設備) S=1/100





設計変更年月日		工 事 名 称 佐賀県食肉センター管理厚生棟浄化槽解体 及び新設工事 縮 尺 S=1/100	設計者 7年 月 日	佐賀県農林水産部畜産課	番 号 E 04
1回	年 月 日				
2回	年 月 日				
3回	年 月 日	屋外平面図 (電気設備)	設計者 7年 月 日		